

特例郵便等投票請求書送付の方法

この作業を行う前に、必ず石けんでの手洗いや除菌用ウェットティッシュでの手指消毒を行うとともに、マスクや清潔な使い捨て手袋を着用するようにお願いします。

- 1 東近江市ホームページからダウンロードした「料金受取人払の宛名表示」を切り取り線に沿って切り取り、手持ちの封筒の表面にのり付け等で貼り付けます。
- 2 封筒に「特例郵便等投票請求書」及び「外出自粛要請等に係る書面（届出対象外陽性者にあつては、「別紙」）」を入れて封をし、「請求書在中」に○を付けます。
なお、切手は不要です。
- 3 速達とするため、封筒の右上に朱線を引きます。
- 4 封筒を透明のファスナー付きのケースに入れ、密封します。
なお、ファスナー付きの透明のケースの入手が難しい場合は、透明のビニール袋等に封入し、テープ等で密封してください。
- 5 透明のケースの表面を、除菌用ウェットティッシュやアルコール消毒液を吹きかけて拭き取る等により消毒します。
- 6 郵便局や選挙管理委員会に直接持参せず、自宅療養者の場合は家族や知人等（患者でない者）に、宿泊療養施設入所者の場合は従業員等にポストへの投函を依頼してください。

※東近江市選挙管理委員会に電話にて請求書を請求された場合は、送付に当たって使用する料金受取人払の封筒及び透明のファスナー付きケースのほか、ウェットティッシュ、使い捨てビニール手袋を同封いたしますので、御利用ください。



← 請求書を送付する封筒の作成見本

※見本の封筒は角4サイズです。

問合せ 東近江市選挙管理委員会
TEL 0748-24-5564